2　前項の規定による再評価（以下この条において単に「再評価」という。）は、同一の有効成分を含む農薬について、農林水産大臣が初めて当該有効成分を含む農薬に係る第三条第一項又は第三十四条第一項の登録をした日から起算して農林水産省令で定める期間ごとに行うものとする。

3　第一項の公示においては、再評価を受けるべき者が提出すべき農薬の安全性その他の品質に関する試験成績を記載した書類その他の資料及びその提出期限を併せて公示するものとする。この場合において、特定試験成績は、基準適合試験によるものでなければならない。

4　農林水産大臣は、再評価においては、最新の科学的知見に基づき、前項の資料に基づく第一項の指定に係る農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うものとする。

5　農林水産大臣は、センターに、前項の審査に関する業務の一部を行わせることができる。

6　第四項の審査の実施に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

7　再評価を受けようとする者は、農林水産大臣に、第三項の提出期限までに、同項の資料を提出するとともに実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第二条　農薬取締法の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「水産動植物」を「生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項第三号中「及び使用方法」を「、使用方法及び使用期限」に改め、同項第四号中「その旨」の下に「、使用に際して講ずべき被害防止方法」を加え、同項第五号中「水産動植物」を「生活環境動植物」に改め、同項第七号中「注意事項」の下に「（第四号に掲げる事項を除く。）」を加え、同条第九項第二号中「第三号」の下に「、第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）」を加える。

第四条第一項第五号中「危険防止方法」を「前条第二項第四号の被害防止方法」に、「危険を及ぼす」を「被害を生ずる」に改め、同項第八号及び第十一号中「水産動植物」を「生活環境動植物」に改め、同条第二項中「前項第六号」を「第一項第六号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準は、農林水産大臣が定めて告示する。

第六条第二項中「第四号」の下に「（被害防止方法に係る部分を除く。）、第五号」を加える。

第七条第一項中「同条第二項第三号」の下に「、第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）」を加える。

第九条第二項中「第三条第二項第三号」の下に「、第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）」を加え、同条第三項中「が、その登録に係る第三条第二項第三号」の下に「及び第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）」を、「つき、その登録に係る第三条第二項第三号」の下に「、第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）」を加え、同条第四項中「第三条第二項第三号」の下に「、第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）」を加える。

第十二条中「第三条第二項第三号」の下に「、第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）」を加える。

第十六条第六号中「その旨」の下に「、使用に際して講ずべき被害防止方法」を加え、同条第七号中「水産動植物」を「生活環境動植物」に改め、同条第九号中「注意事項」の下に「（第六号に掲げる事項を除く。）」を加える。

第二十六条第一項第二号中「水産動植物」を「公共用水域の水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動植物」に改め、「その使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、」を削り、同条第二項中「水産動植物」を「公共用水域の水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動植物」に改め、「その区域内におけるその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、」を削る。

第二十八条及び第三十一条第三項中「水産動植物」を「生活環境動植物」に改める。

第三十九条第一項中「第七条第七項」を「第四条第二項（第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の基準を定め、若しくは変更しようとするとき、第七条第七項」に改め、同条第二項中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

第四十条第二項及び第三項中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十一条及び第十四条の規定　公布の日

二　第二条並びに附則第七条から第十条まで、第十二条（附則第九条第三項に係る部分に限る。）及び第二十条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（第一条の規定による改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた第一条の規定による改正前の農薬取締法（以下「旧法」という。）第二条第一項若しくは第十五条の二第一項の登録又は旧法第六条の二第一項（旧法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の変更の登録の申請であって、この法律の施行の際、登録又は変更の登録をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

第三条　この法律の施行の際現に旧法第二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けている農薬（前条の規定によりなお従前の例により登録を受けたものを含む。）は、施行日（前条の規定によりなお従前の例により登録を受けた農薬にあっては、当該登録の日）に第一条の規定による改正後の農薬取締法（以下「新法」という。）第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものとみなす。

2　この法律の施行の際現に旧法第二条第三項（旧法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により交付されている登録票（前条の規定によりなお従前の例により登録を受けた農薬について交付されるものを含む。）は、新法第三条第九項（新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により交付された登録票とみなす。

第四条　この法律の施行の際現に旧法第二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けている農薬と同一の有効成分を含む農薬について施行日以後初めて行う新法第八条第一項（新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定による再評価（次項及び次条第一項において単に「再評価」という。）は、新法第八条第二項（新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定にかかわらず、施行日から農林水産省令で定める期間を経過する日までの間に行うものとする。

2　前項の規定により再評価が行われた農薬についての新法第八条第二項の規定の適用については、同項中「初めて当該有効成分を含む農薬に係る第三条第一項又は第三十四条第一項の登録」とあるのは、「農薬取締法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十三号）の施行の日以後初めて当該有効成分を含む農薬に係る同項の公示」とする。

第五条　附則第三条第一項の規定により新法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものとみなされる農薬について施行日以後初めて再評価を行う場合における新法第八条第三項及び第十一条（これらの規定を新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第八条第三項中「書類」とあるのは「書類、第三条第二項第二号（含有濃度に係る部分に限る。）及び第十一号から第十三号までに掲げる事項を記載した書面」と、新法第十一条第一号中「第三条第二項第二号」とあるのは「第三条第二項第二号（含有濃度に係る部分を除く。）」とする。

2　農林水産大臣は、前項に規定する場合には、新法第九条第一項又は第二項（これらの規定を新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消すときを除き、当該農薬について新法第三条第二項第二号（含有濃度に係る部分に限る。）（新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更の登録及び新法第三条第二項第十一号から第十三号まで（これらの規定を新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の登録をし、かつ、新法第三条第九項各号（これらの規定を新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を記載した登録票を交付しなければならない。